

議第157号

滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例

滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表彦根工業用水道事業の部中「14円」を「15円」に、「3円」を「3円60銭」に、「34円」を「37円20銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給する工業用水の料金については、なお従前の例による。